

保体第2012号  
令和4年9月9日

各県立学校長 様

保健体育課長  
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり令和4年9月9日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

この事務連絡に基づき、別紙のとおり「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応（令和4年9月9日一部改訂）」として、罹患した者（セルフテストなどにより陽性が判明した者含む）の出席停止又は出勤自粛（以下、「出席停止等」という。）の期間等を変更しましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、療養期間中も一定の場合（有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合）は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされていますが、出勤、登校は、必要最小限の外出としては認められないこととされていますので、教職員、児童・生徒等及び保護者に対して、療養期間の見直しに伴う出席停止等の扱いの見直しと併せ、周知をお願いします。

別添

- 1 【別紙】 オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応（令和4年9月9日一部改訂）
- 2 【別葉】 県立特別支援学校に係る留意事項
- 3 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡

問合せ先

保健体育課 保健安全グループ

菅沼、岡本

電話045-210-8309（直通）

特別支援教育課 教育指導グループ

荒井、山田

電話 045-210-8276（直通）